

「安全保障関連法案についての声明」

現在、国会では政府提案による、安全保障関連法制に関する法案審議が始まっています。

この法案は、これまで憲法解釈上許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認するという、昨年7月1日の閣議決定に基づくものであり、戦後70年にわたってこの国が守ってきた平和主義のあり方を180度転換するものです。

私たち日本福音同盟は、「戦後60年にあたってのJEA声明」(2005年6月8日)において、「私たちは福音的なキリスト者として、戦後間もなく制定された日本国憲法の掲げる《国民主権に基づく人権尊重の徹底した平和主義・国際主義》が、根本において福音の主であるイエス・キリストの理念と精神に合致するものであることを認めるので、それに大きな誇りを抱くとともに、その実践と実現のために力を尽くしたいと念願しています」と表明しました。また同じ声明の中で、「現今の有事法制化に伴う第9条改正(実は改悪)の動きを阻止するため、私たちはあらゆる努力を傾けます。『キリストこそ私たちの平和である』(エペソ2:14)と信じるキリスト者として、私たちは憲法第9条を守るために、キリストにあって『心を一つにし、ともに奮闘』することを誓います」と言い表しています。

今回の憲法9条の解釈変更による安全保障法制に関する法案は、戦後一貫して厳格に守ってきた「専守防衛」という歯止めを、一内閣の解釈によって覆すことであり、立憲主義の否定です。また、武力による威嚇を紛争解決の手段として用いないとする憲法9条の趣旨を根本から変え、特に自国を攻撃していない相手に対しても攻撃できるという集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法の理念の一つである「国際平和主義」の放棄であり明確な憲法違反です。第二次大戦後「自衛と平和秩序の維持」の名目で行われた様々な戦争が、平和と秩序をもたらすどころか、激しい混乱と敵意と憎悪を生み出すものでしかなかったことを、歴史が証明しています。自衛隊の海外派兵と武力行使も、紛争のさらなる拡大を助長することになります。私たちは聖書の教えに基づき、まことの平和が剣によっては実現されず、まことの平和の君であるイエス・キリストによってのみもたらされることを信じ、イエス・キリストから「平和をつくる者は幸い」との言葉を与えられた者たちとして、今、この時の、この国の大規模な方向転換と平和主義の放棄を看過することができません。

私たちはここに、安全保障関連法案について重大な憂慮の念をあらわします。そして、この国が再び戦争の惨禍の中に進むことのないように、武力行使によって誰のいのちも奪い、奪われることのないように、剣による平和ではなく、キリストの愛による平和を作り出すために、祈りをあわせ、一致して励むことをここに表明します。

「彼らはその剣を鋤に、槍をかまに打ち直し、國は國に向かって剣を上げず、二度と戦いのことを習わない。」イザヤ書2章4節

「剣を取る者はみな剣で滅びます。」マタイの福音書26章52節

2015年6月6日
日本福音同盟社会委員会
委員長 柴田智悦